



写

奈 監 第 65 号  
令和 2 年 3 月 2 日

奈良市議会議長 森 田 一 成 様

|         |         |
|---------|---------|
| 奈良市監査委員 | 東 口 喜代一 |
| 同       | 中 本 勝   |
| 同       | 松 下 幸 治 |
| 同       | 太 田 晃 司 |



令和 2 年奈良市議会 3 月定例会提出議案に対する意見聴取について

地方自治法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 54 号）附則第 2 条第 7 項の規定に基づき、令和 2 年 2 月 27 日付け奈市議第 715 号で照会のありました令和 2 年奈良市議会 3 月定例会提出「議案第 25 号 奈良市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定について」の意見につきましては、地方自治法第 243 条の 2 第 3 項において、監査委員の合議によるものと規定されています。

本件照会については、審議した結果、監査委員の意見が分かれたため、合議に至りませんでした。

なお、参考までに各意見を以下に付記します。

- 長等の損害賠償責任の一部の免責が、条例制定により可能となることで、軽過失の場合にも多額の損害賠償責任を追及されることによる長や職員の職務執行に関する委縮効果を緩和することができる点等の法改正の趣旨から、議案に同意します。
- 条例制定は任意であり、権利の放棄については現行どおり個別に議会で審議を行い、事案に応じて判断を行っていくべきであるため、条例の制定は必要ないと考えます。

